

施策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01090610-02-588
基本事業：	01	人権教育及び啓発の促進	担当部	教育部
基本事業の成果指標	この1年間に相手の人権を侵害するような言動や行動をした市民の割合		担当課	教育政策課
			担当係	人権・同和教育担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和57年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
すべての市民			<b>【事業内容】</b> 同和問題啓発強調月間（7月1日～7月31日）にかかると組 ・同和問題講演会（開催日：7月23日・講師：前田隆夫さん） ・看板・懸垂幕・のぼりによる啓発活動 ・街頭啓発活動（開催日：7月1日・7月13日） ・各課毎職員研修の実施 ・公用車啓発ステッカー貼付・職員啓発ワッペン着用・窓口卓上啓発ミニのぼり設置 ・ポスター標語等の募集 ・窓口リーフレット・啓発ティッシュ配布 ・各種講演会、研修会等への参加（7/23県講演会参加人数：12人） 上記以外の取組 ・人権・同和問題講演会（開催日：2月25日・講師：山口裕之さん） ・広報ちくしのへの特集記事の掲載（隔月6回）						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
同和問題の解決を、市民が自らの課題として捉え、差別を許さない意識の徹底を図るための各種啓発事業を集中的に実施することで、差別を許さない社会づくりの構築が進んでいる。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	目標
			実績	実績	当初	要求	計画	計画	
講演会参加者数		人	0	695	800	800			800
講演会の内容に満足した人の割合（参加者アンケート）		%	0	89.1	100	100			100
5. コスト									
事業費		計	千円	1,236	2,422	3,173	3,126		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	373	817	989	1,007		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般		千円	863	1,605	2,184	2,119			
正職員人工数		人工	0.6	0.6	0.6				
正職員人件費		千円	4,753	4,637	4,689				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	5,989	7,059	7,862	3,126			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		<b>【状況】</b> 3年間で中止していた同和問題講演会（7月）と人権・同和問題講演会（2月）を実施したところ、参加者が695人（7月：245人、2月：450人）となり、内容に満足した人の割合が89.1%（7月：89.8%、2月88.4%）となった。 <b>【原因】</b> 講演会を実施することはできたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から参加人数を制限したため、参加者数は目標に及ばなかった。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし		現在もなお差別事象は発生し続けており、同和問題講演会や街頭啓発などは市民の同和問題に対する正しい認識と理解を深めるために重要な役割を果たしている。同和問題をはじめとする人権問題の啓発は、人権尊重社会の醸成のため、涵養の精神で繰り返し粘り強く行っていくことが必要不可欠である。				
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）			改善方向性		維持 見直し 廃止 事業終了				
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
H30年度から始めた「番号案内表示機付広報広告TVモニター」や、R元年度から始めた「わが街NAVI」を活用しながら、同和問題啓発強調月間の取組の周知徹底を継続していく。									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）			備考・特記事項 or 進行管理欄						
同和問題の早急な解決は行政の責務であるとともに、国民的課題である。福岡県下の市町村では「同和对策事業特別措置法」が施行された7月を同和問題啓発強調月間とし、街頭啓発、講演会、啓発看板等の設置などの集中的な啓発事業を実施している。事業開始時期・・・昭和57年			平成28年に「部落差別解消推進法」平成31年に「県部落差別解消推進条例」令和2年3月に「筑紫野市部落差別解消推進条例」が施行され、部落差別の解消のための国や地方公共団体の責務が明記され、教育や啓発の取り組みの充実が求められている。令和元年度に事務事業名変更（旧：同和問題啓発強調月間事業）						